

確定申告

所得税の確定申告と町・県民税の申告時期になりました。申告の相談・受付は、2月18日（月）から3月15日（金）までです。事前に必要な書類を準備し、期限内に申告と納税を済ませましょう。

とき 2/18（月）～3/15（金）の毎日

受付時間 午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時

*土曜・日曜も申告の相談を受け付けます。

*受付時間は厳守してください。

ところ 役場3階 大会議室

○確定申告の必要な人

- ・事業所得（商業・工業・農業・漁業などによる所得）や不動産所得（地代・家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人
- ・土地、建物などを譲渡した人
- ・サラリーマンで年収が2千万円を超える人
- ・2ヶ所以上から給与を受けている人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ・医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等を受ける人

次の事項に該当する方は鳥取税務署での申告となります。

- ・土地、建物等の譲渡に係るもの
- ・農業所得を除く事業所得や不動産所得等に係るもの
- ・青色申告に係るもの

○確定申告に必要なもの

申告の時には下記のものが必要です。忘れずにご持参ください。

- *「印鑑」
- *本人名義の「通帳」（還付申告の場合）
- *確定申告書が税務署から送付されている人はその「申告書」（中身をご確認ください。）
- *給与所得者および年金受給者は「源泉徴収票」
- *生命保険料および地震保険料控除を受ける人は、「支払保険料の証明書」
- *国民年金保険料などの社会保険料の支払いがある人は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」
- *医療費控除を受ける人
平成24年中に支払った「医療費の領収書」と保険などで補てんされる金額の明細書（領収書は、

事前に合計金額の集計をしておいてください。）

*寄附金控除を受ける人

寄附先から交付された寄附金の受領証等

*農業をしている人

帳簿、営農総合口座取引集計表、領収書など、24年中の収入や支出のわかるものを準備し、収入と経費をまとめ、事前に「収支内訳表」の作成をしておいてください。

*事業所得等のある人

帳簿、領収書など、24年中の収入・支出のわかるものを準備し、「収支内訳表」の記入・提出をお願いします。

*住宅借入金等特別控除を新たに受ける人

（床面積50㎡以上で、自己所有、住宅ローン等の返済期間が10年以上であることなど条件があります。）

・「住民票の写し」

・「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

・「家屋の登記事項証明書」や「請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」などで取得

日、床面積、取得価額などのわかる書類

・補助金等の交付や住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合はその額を証する書類

□増改築・大規模修繕などは、「建築確認済証の写し」、「検査済証の写し」または「増改築等工事証明書」

□高齢者等居住改修工事（バリアフリー改修工事）・断熱改修工事（省エネ改修工事）等は、「増改築等工事証明書」など

□住宅耐震改修工事は「住宅耐震改修証明書」

□認定長期優良住宅を新築した人は「長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅

用家屋証明書（または写し）」または「認定長期優良住宅建築証明書」

□住宅耐震改修工事は「住宅耐震改修証明書」

□認定長期優良住宅を新築した人は「長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅

用家屋証明書（または写し）」または「認定長期優良住宅建築証明書」

□住宅耐震改修工事は「住宅耐震改修証明書」

□認定長期優良住宅を新築した人は「長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅

用家屋証明書（または写し）」または「認定長期優良住宅建築証明書」

□住宅耐震改修工事は「住宅耐震改修証明書」

□認定長期優良住宅を新築した人は「長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅

用家屋証明書（または写し）」または「認定長期優良住宅建築証明書」